

高崎市テレビ電話・遠隔手話サービス 利用登録申請

高崎市障害福祉課 宛

令和 年 月 日

ふりがな 氏名	
住所	〒 ー 高崎市
F A X	
メール	

使用端末（タブレットまたはスマートフォン）の電話番号
ー ー

誓約書

私は、高崎市テレビ電話・遠隔手話サービス利用規約を遵守します。

氏名 _____

高崎市テレビ電話・遠隔手話サービス 利 用 規 約

1. 内容

タブレット、スマートフォン等のテレビ電話機能を利用し、手話通訳者と手話で会話する。

タブレット、スマートフォン等のテレビ電話機能を利用し、手話通訳者による遠隔手話サービスの提供を受ける。

2. 利用条件

次のような内容は提供しない。

- ①商用もしくはそれに類する目的のもの
- ②長時間、多頻度利用のもの
- ③公序良俗に反する内容と判断したもの

これらの状況が続く場合は、利用登録の取消をする場合がある。

3. 利用対象者

原則として、高崎市に居住する聴覚障害者で、手話での会話を必要とする者に限る。

4. 利用時間

市役所障害福祉課 月曜～金曜 午前 9時～午後4時
ばる～ん高崎 火曜～日曜 午前10時～午後6時

5. 利用登録

利用希望者は、事前に利用登録申請書を高崎市障害福祉課に提出する。

6. 利用料

無料。ただし、利用者のスマートフォン、タブレット等にかかる通信料はこの限りでない。

7. 利用するソフトウェア

Google Duo（グーグルデュオ）アプリを使用する。

利用者は、機器の不具合等も含め、自分で使用できる環境を整えるものとする。

附則

通信接続状況によっては、利用できない場合がある。また、来庁者への対応中など職員不在の場合は、利用することができない。

遠隔手話サービスの提供については、高崎市障害福祉課にてその可否を判断する。

この規約は、令和3年4月1日より施行する。